

全国過疎地域自立促進連盟規約

{昭和45年 5月25日施行}
{昭和48年 1月 8日一部改正}
{昭和49年 5月16日一部改正}
{昭和55年 5月 9日一部改正}
{昭和59年11月27日一部改正}
{平成 2年 5月16日一部改正}
{平成 4年12月 3日一部改正}
{平成 7年11月30日一部改正}
{平成 8年11月28日一部改正}
{平成12年 6月14日一部改正}
{平成15年12月 1日一部改正}
{平成16年11月30日一部改正}
{平成17年11月28日一部改正}
{平成19年11月29日一部改正}
{平成18年11月30日一部改正}
{平成22年 6月16日一部改正}

(名称)

第1条 本連盟は、全国過疎地域自立促進連盟と称し、事務局を東京都内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、会員相互間の緊密な連絡提携により、過疎対策事業の充実強化を図り、過疎地域の自立を促進し、もって過疎地域における産業、経済の開発振興と地域住民の生活、文化の安定向上を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本連盟の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村
- (2) 法第33条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域として法第2条第2項の規定により公示された区域の市町村
- (3) 法第33条第2項前段に規定する過疎地域とみなされる区域として過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第11条の規定により読み替えて適用される法第2条第2項の規定により公示された区域を含む市町村
- (4) 関係都道府県
- (5) 本連盟の趣旨に賛同するもの

(事業)

第4条 本連盟は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 過疎地域の自立促進のための施策の推進及び予算の確保のための運動
- (2) 調査研究及び資料の収集整備
- (3) 機関誌その他刊行物の発行
- (4) 情報の交換

(5) その他必要な事業

(支部)

第5条 本連盟は、関係都道府県に支部を置くものとする。

2 支部の組織等は、各支部において定める。

(役員)

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 別に定める数
- (4) 監 事 若干名

2 会長及び副会長は、理事のうちから、総会において選任する。

3 監事は、総会において選任する。

4 理事の定数は、別表のとおりとし、第3条に掲げる会員のうちから次の各号に定める者を関係都道府県ごとに、関係団体の協議により選出し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 知事及び都道府県議会議長
- (2) 市長及び市議会議長であって関係都道府県を代表する者
- (3) 町村長及び町村議会議長であって関係都道府県を代表する者

5 前項の規定にかかわらず、会長が学識経験者のうちから推せんし、理事会の承認を得た者を理事とすることができる。

6 会長は、本連盟を代表し、連盟の事務を統理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

8 理事は、連盟の事務を掌理する。

9 会長は、第5項の理事のうちから連盟の業務を統括させるために専務理事を選任することができる。

10 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第8条 本連盟に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の承認を経て推戴する。

3 参与は、学識経験のある者のうちから会長が理事会の承認を経て委嘱する。

(幹事)

第9条 本連盟に幹事若干名を置き、幹事会を組織する。

2 幹事は、会長が委嘱する。

3 幹事会は、会長の指示する事項又は案件について審議するものとする。

4 幹事会に関する事項は、会長が別に定める。

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、最高の意思決定機関とし、連盟の重要事項を審議する。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、事業計画、収支予算及び決算等連盟の運営に関する事項を審議決定する。

ただし、重要と認める事項については、総会に報告し、承認を得るものとする。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(緊急事案の処理)

第13条 緊急に処理することを要する事案であつて、理事会を招集するいとまがないときは、会長は、当該事案を処理することができる。この場合においては、会長は、事後に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集する。

(事務局及び職員)

第15条 本連盟に事務局を置き、事務局長その他所要の職員を置くものとし、会長が任命する。

(財務)

第16条 本連盟の事業を行うため必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 前項の会費の額は、毎年度予算で定める。

3 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(委任)

第17条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和45年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和48年1月8日から施行する。
- 2 この規約施行の日において、改正前の規約第7条第3項の規定により選出された理事の職にある者は、昭和49年6月14日までの間に限り、この規約第7条第4項の規定により選出されたものとみなす。学識経験者たる理事についてもまた同様とする。
- 3 この規約施行の日以降において、新たに改正後の規約第7条第4項の規定により理事に選出された者については、第8条第1項の規定にかかわらず、昭和49年6月14日をもって、その任期とする。

附 則

- 1 この規約は、昭和49年5月16日から施行する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出される者については、第8条第1項の規定にかかわらず、昭和51年6月14日をもって、その任期とする。

附 則

- 1 この規約は、昭和55年5月9日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 この規約施行の日において、改正前の規約第7条第4項の規定により選出され、現に理事の職にある者及び別表（理事の定数）の改正に伴い新たに理事に選出された者は、昭和56年7月25日までの間に限り、この規約第6条第4項の規定により選出されたものとみなす。

附 則

この規約は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成2年5月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 別表 理事の定数の改正に伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず平成3年11月30日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成4年12月3日から施行する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず平成5年11月30日までとする。

附 則

この規約は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成8年11月28日から施行する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず平成9年11月30日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成12年6月14日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず平成13年12月3日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず平成17年12月3日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成16年11月30日から施行する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず平成17年12月3日までとする。

附 則

この規約は、平成17年12月4日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年11月30日から施行する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年12月3日までとする。

附 則

この規約は、平成19年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成22年6月16日から施行する。
- 2 この規約の改正により理事の定数が増加することに伴い新たに理事に選出された者の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年12月3日までとする。

別表 理事の定数

北海道	6	群馬	6	長野	6	和歌山	6	高知	6
青森	6	埼玉	6	岐阜	6	鳥取	6	福岡	6
岩手	6	千葉	6	静岡	6	島根	6	佐賀	6
宮城	6	東京	4	愛知	6	岡山	6	長崎	6
秋田	6	山梨	6	三重	6	広島	6	熊本	6
山形	6	新潟	6	滋賀	4	山口	6	大分	6
福島	6	富山	6	京都	6	徳島	6	宮崎	6
茨城	6	石川	6	兵庫	6	香川	6	鹿児島	6
栃木	6	福井	6	奈良	6	愛媛	6	沖縄	6

総数 266